

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成28年3月10日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「意思決定を欠いた交通規制標識に基づく交通反則切符告知事案の再発防止対策等について（最終報）」に関する
ア 警察法第56条第3項（公安委員会への報告義務）に基づく報告義務資料
イ 交通規制管理システムを活用した実施済み交通規制の点検に関する資料
（いつ、だれが、どのように、点検したのかを示すもの）
である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成28年3月24日付けで公開決定等の期間延長を行い、同年4月6日付けで公文書を作成していないため公文書が存在しないという理由により非公開決定を行った。
- (4) 審査請求人は、この決定を不服として平成28年5月11日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成28年6月10日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

- (1) 審査請求の趣旨
本件公文書の非公開決定を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 審査請求の理由
審査請求人の審査請求書及び意見書等による主張の要旨は次のとおりである。
ア 警察本部長はこのような不祥事があった場合、公安委員会に対して結果報告をすることが義務付けられている。
本件は明らかに懲戒処分該当事由であり、警察法第56条第3項に基づく公安委員会への報告資料が存在するはずである。
イ 仮に懲戒処分が行われていなかったとしても、公安委員会の意思決定を欠いた交通規制を実施したことは、道路交通法第4条第1項の要件を欠いており、公安委員会への報告義務があると思われる。
ウ 県下全部の交通規制箇所の点検を18日間という短期間で行うのは物理的に不可能であると考え、実態を伴った点検であったか否かを確認するため当該公文書公開請求を行った。
交通規制管理システム内で点検を行ったのであれば、いつ、だれが、アクセスし、データがどのように閲覧・修正されたのかなどについて記録され、管理されているはずであり、公文書を作成していることになる。
エ これら存在するはずである公文書の公開を求める。

4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書及び実施機関の意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 警察法第 56 条第 3 項（公安委員会への報告義務）に基づく報告義務資料の不存在について

ア 島根県警察本部で職員の懲戒処分等を行った場合に、その懲戒処分等の事案が、警察法第 56 条第 3 項に定義される規定に該当する疑いがあると認める場合は、速やかに事実を調査し、該当することが明らかになったときは、都道府県公安委員会にその結果を報告しなければならないと規定されている。

イ しかしながら、本件事案は、業務主管課である交通部交通規制課において調査がなされ、その結果を基に監察課で協議のうえ、組織的な業務によるものであり職員個人の行為ではないことから、個人的責任を科す事案ではなく、業務主管課による業務指導に委ねるべき案件と判断している。

ウ したがって、特定の職員を処分しておらず、処分等に係る文書は作成していないため、報告資料は不存在である。

(2) 交通規制管理システムを活用した実施済み交通規制の点検に関する資料（いつ、だれが、どのように、点検したのかを示すもの）の不存在について

ア 島根県警察本部では、平成 25 年に交通規制管理システムを導入し、導入後から同システムで実施済みの交通規制の点検作業を行っていた。

その後、当該事案が平成 27 年 5 月に発生して、同年 7 月に「意思決定を欠いた交通規制標識に基づく交通反則切符告知事案の再発防止対策等について（最終報）」に再発防止対策の内容として「キ 交通規制管理システムを活用した実施済み交通規制の点検」を記載し報告した。

よって、点検は平成 27 年 7 月の最終報を発出した時期に短期間で実施したわけではなく、システム導入時期の平成 25 年から最終報の発出後も引き続き点検を実施している状況である。

イ 当該システムは、職員が自分のパソコンを起動し、その後、当該システムを起動し、アクセス権限のある者に付与される ID 及びパスワードを入力してアクセスする方法となっている。

点検を行う際に、誰がどのような作業をシステムで行ったか記録する台帳等は作成していない。

ウ また、当該システム内にアクセスログは記録されているが、このアクセスログは数字や記号の羅列であり、そこに何が記載されているか一般人には解析不能であるため当該請求の対象公文書ではないと判断した。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり

判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成 27 年 5 月に浜田警察署管内で発生した意思決定を欠いた交通規制標識に基づく交通反則切符告知事案（以下「当該事案」という。）に関して作成・報告された「意思決定を欠いた交通規制標識に基づく交通反則切符告知事案の再発防止対策等について（最終報）」に関する

ア 「警察法第 56 条第 3 項（公安委員会への報告義務）に基づく報告義務資料」（以下「公文書 1」という。）

イ 「交通規制管理システムを活用した実施済み交通規制の点検に関する資料（いつ、だれが、どのように、点検したのかを示すもの）」（以下「公文書 2」という。）

である。

(3) 本件対象公文書の不存在について

ア 公文書 1 について

実施機関は、特定の職員を処分しておらず、処分等に係る文書は作成していないため、警察法第 56 条第 3 項に基づく報告資料は不存在であると説明している。

警察法第 56 条第 3 項では、都道府県警察の職員が次の各号①～③のいずれかに該当する疑いがあると認める場合は、速やかに事実を調査し、各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、都道府県公安委員会にその結果を報告しなければならないと規定されている。

①職務を遂行するに当たって、法令又は条例の規定に違反した場合

②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

この警察法第 56 条第 3 項の規定からすると都道府県公安委員会への報告対象は特定の職員（個人）が各号のいずれかに該当することが明らかになった場合であると解される。

また、当審査会が当該事案の関係文書を実施機関に提出させ調べたところ、平成 27 年 7 月 29 日付け島交規第 650 号において「意思決定を欠いた交通規制標識に基づく交通反則切符告知事案の再発防止対策等について（最終報）」の中の「2 意思決定を欠いた理由」に「当時、規制業務を担当していた者への事情聴取等実施した結果、担当者の記憶も曖昧であること及び現存する文書が殆どないことから推測でしか判断できないが、・・・」との記述のうえ、島根県警察本部長から警察庁に報告されている。

この記述からも当該事案に関する責任の所在が確認できる状況にはなく、特定の職員（個人）が警察法第 56 条第 3 項各号のいずれかに該当することが明らかになっていないことが確認できた。

なお、当該事案が警察法第 56 条第 3 項各号のいずれかに該当するか否かについては、条例を根拠に公開・非公開の妥当性の判断を行う当審査会は権限を有しない。

これらの状況から警察法第 56 条第 3 項に基づく報告資料の存在を推認させる事情もなく、本件対象公文書が存在しないとの実施機関の説明は不合理とは言えず、本決定は妥当である。

イ 公文書 2 について

実施機関は、交通規制管理システム（以下「当該システム」という。）を使用して点検作業を行っているが、当該システムは県警本部や各警察署の担当者

が日常的に使用するシステムであり、各担当者が行った作業経緯等を記録する機能はなく、また、各担当者がその都度記載する作業台帳等も作成していないため、いつ、だれが、どのように、点検したかを示す公文書は不存在であると説明している。

当審査会で当該システムでの点検に関する資料を実施機関に提出させ調べたところ、当該システムは平成 25 年 4 月に導入され、導入当初より点検作業を開始し、平成 27 年 5 月に当該事案が発生したため、各警察署に緊急点検の指示を行い、引き続き点検作業を進め平成 28 年 3 月に全体の点検作業を終了したことが確認できた。他方、この点検作業の実施に伴い、当該システムでの作業経緯等を記録する機能や作業台帳等のいつ、だれが、どのように、点検したかを示す公文書の存在を認めることはできなかった。

これらの状況から公文書 2 の存在を推認させる事情もなく、本件対象公文書が存在しないとの実施機関の説明は不合理とは言えず、本決定は妥当である。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第129号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年 6月10日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年 7月 5日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年 8月 2日	審査請求人の意見書を受理
平成28年12月22日 (審査会第1回目)	審議
平成29年 1月27日 (審査会第2回目)	審議
平成29年 2月23日 (審査会第3回目)	審議
平成29年 3月23日 (審査会第4回目)	審議
平成29年 5月18日 (審査会第5回目)	審査請求人から意見聴取、審議
平成29年 6月22日 (審査会第6回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成29年 7月20日 (審査会第7回目)	審議
平成29年 8月24日 (審査会第8回目)	審議
平成29年 9月21日 (審査会第9回目)	審議
平成29年10月26日 (審査会第10回目)	審議
平成29年11月16日 (審査会第11回目)	実施機関から追加意見聴取、審議
平成30年 1月18日 (審査会第12回目)	審議
平成30年 4月18日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	島根県立大学短期大学部教授	
和久本 光	弁 護 士	
横地 正枝	行 政 書 士	